東みよし町公営企業告示第５号

地方公営企業法第３３条の２において準用する、地方自治法第２３１条の２の３第１項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので告示する。

令和７年１月８日

東みよし町水道事業管理者　松浦　敬治

１　指定納付受託者の商号及び本店の所在地

ＰａｙＰａｙ株式会社

代表者 代表取締役 中山 一郎

東京都千代田区紀尾井町１－３

２　指定納付受託者に納付させる歳入の種類

水道料金に係る納付すべき公金

３　指定の期日

令和７年１月８日

４　指定納付受託者に代理納付を開始させる期日

令和７年１月８日